

神吉町内会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、神吉町内会という。

(区域)

第2条 この会は、加古川市東神吉町のうち別表に定める区域に住所を有する者を持って構成する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を「神吉公会堂」加古川市東神吉町神吉 127 番地 1 に置く。

第2章 目的

(目的)

第4条 町内会は、町内住民の生活、文化の向上及び福祉と健康の増進を図り町民の秩序を守り明るい町づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生に関すること。
- (5) 町内会の財産維持管理に関すること。
- (6) 神吉山及び墓地の維持管理に関すること。
- (7) 神吉公会堂の管理運営に関すること。
- (8) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第6条 第2条に定める区域を会の目的達成と運営の合理性を期するため次の組織とする。

- (1) 部 (町内を分区画して、その一つを部とする。)
- (2) 隣保 (部を合理的に細分区して、その一つを隣保とする。)
- (3) 総務部会
- (4) 社会文化部会
- (5) 環境衛生部会
- (6) 公会堂管理部会
- (7) 町内会財産管理部会
- (8) その他必要とする部会

第3章 会員

(会員)

- 第7条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。
- 2 第1項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 会員に特別の事情がある場合は、会費及び入会金を減免することができる。

(入会)

- 第9条 会員になろうとする者は、隣保長を経由して、入会申込書を会長に届け出るものとする。
- 2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人又は団体の加入を拒んではない。
- 3 この会の区域に入居した個人又は賛助会員に対しては、この会は、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

- 第10条 会員は、退会しようとするときは、隣保長を経由して会長に届け出なければならない。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
 - (2) 死亡又は解散したとき。
 - (3) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(除名)

- 第11条 会員がこの会の名誉を棄損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは総会において総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 退会した会員が既に納入した入会金、会費、その他の抛出金品は返還しない。ただし、一年未満の会員については、入会金、会費は月割により返還する。

第4章 役員

(役員)

第13条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1名	} 執行部という
副会長	2名以内	
会 計	1名	
監査役	2名	
相談役	数名	
評議員	26名 (1部～6部 - 各4名、7部 - 2名)	
隣保長	63名	
女性部	56名	

(役員を選出)

第14条 役員を選出は、下記により選出する。

- (1) 執行部の選出は、現執行部の指名又は推薦により評議員会の決議を経て総会の承認を得る。
- (2) 監査役及び相談役は、会長の要請により、評議員会の承認を得て委任する。
- (3) 評議員は、各部より選出する。
- (4) 隣保長、女性部委員は、各部の隣保より選出する。
- (5) 女性部代表は、町内会長が要請、指名する。

(役員職務)

第15条 会長は、町内会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合は、その職務を代行する。
- 3 会計は、町内会の会計事務を処理する。
- 4 監査役は、町内会の業務及び会計を監査する。
- 5 相談役は、会長の要請により必要に応じて、評議員会に出席し意見を述べる。
- 6 評議員は、議案の審議と、町内会運営の執行に当たると共に、地域の要望や意見を町内会に反映させる。
- 7 隣保長は、評議員を補佐し、活動の協力及び運営の円滑を図り、地域の要望や意見を評議員に具申する。
- 8 女性部は、隣保長を補佐し、町内会の行事、運営に協力する。

(役員任期)

第16条 執行部及び監査役の任期は、1期2年とし、2期を限度とする。(特別の事情のある場合、1期のみ延長ができる。)

- 2 相談役の任期は、1期2年とする。ただし、執行部が推薦し継続ができる。
- 3 評議員の任期は、1期2年とする。
- 4 隣保長及び女性部の任期は、1期1年とする。ただし、女性部代表は、延長ができる。
- 5 役員に欠員が生じたときは、第14条により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第17条 この会の会議は、総会、執行部会、評議員会、隣保長会及び各種部会とする。

(会議の構成)

第18条 総会は、世帯を代表する会員をもって構成する。ただし、第31条第2項、第36条、第37条については別に定める。

- 2 執行部会は、会長、副会長、会計、会長が要請した者で構成する。
- 3 評議員会は、執行部役員、評議員、会長が要請した者で構成する。
- 4 隣保長会は、執行部役員、隣保長、会長が要請した者で構成する。

(権能)

第19条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の制定改廃に関すること。
- (4) 役員の選任及び解任に関すること。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。
- 2 執行部会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会、評議員会及び隣保長会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 評議員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会及び隣保長会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 前項第2号及び第3号に関すること。
- 4 隣保長会は、次の事項を議決する。
 - (1) 会務執行上会員に周知徹底を図る必要のある事項に関すること。
 - (2) その他会長及び執行部会又は評議員会で必要と認めた事項に関すること。
- 5 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、執行部会又は評議員会議決のうえ執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(通常総会)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

(臨時総会)

第21条 臨時総会は、評議員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監査役から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(執行部会及び評議員会)

第22条 執行部会及び評議員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催をする。

(隣保長会及び各部会)

第23条 隣保長会及び各部会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(招集)

第24条 総会、執行部会及び評議員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、第21条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、第22条の規定による請求があったときは、その日から15日以内に執行部会、評議員会を招集しなければならない。
- 4 総会、執行部会及び評議員会を招集する場合は、総会にあっては会員及び役員に対し、執行部会及び評議員会にあっては役員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。ただし、執行部会及び評議員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席会員のなかから選任する。

- 2 執行部会及び評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 会議は、総会においては、世帯を代表する会員、執行部会及び評議員会においては役員現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、第31条第2項、第36条、第37条については別に定める。

(議決)

第28条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

- 2 執行部会及び評議員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

- 2 前項の規定は、第31条第2項、第36条、第37条に係る会議に出席できない会員について準用する。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員数又は役員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄付金及び助成金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別表に掲げる資産

(資産の管理)

第31条 資産は、会長が管理し、その方法は、評議員会の議決により決める。

- 2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、総会において総会員の3分の2以上の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第32条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に総会の議決により定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後において、予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を参考に収入支出することが出来る。

(事業報告及び収支決算)

第34条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内にその年度末の財産目録とともに、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第35条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において総会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

(書類及び帳簿等の備付け)

第38条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会議議事録
- (5) 会員名簿
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第39条 評議員会は、この会則を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。評議員会は細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

(附則)

この会則は、平成20年6月1日から施行する。